

令和5年12月吉日

お客様各位

三重県職員信用組合

証書貸付に係る契約事項改定のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、令和6年1月1日より、下記のとおり証書貸付に係る契約事項を改定しますので、お知らせします。

記

1 改定日

令和6年1月1日 ※フリーローンについては令和6年4月1日改定となります。

2 改定内容

次項「新旧対照表」の通り

※ なお、改定後の証書貸付に係る契約事項は、既にご契約済のお客様にも適用させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

証書貸付に係る契約事項 新旧対照表（抜粋）

旧	新	変更内容
<p>第3条（元利金の返済方法等）</p> <p>1. 借主は、毎月返済元金および利息を毎月給料日に返済するものとし、給料より控除されることに同意します。</p> <p>2. 借主は、賞与返済元金および利息を6月および12月の賞与支給日に返済するものとし、賞与より控除されることに同意します。</p> <p>第23条（変動金利における借入利率および元利金返済額の変更）</p> <p>1. 変動金利における借入利率は、毎年3月末日を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利（短期プライムレート）を基準として、同日における基準利率の前回基準日比変動幅（借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅）だけ変動するものとし、利率変更日（毎月返済分は毎年6月の給料日、賞与分は毎年6月の最終期限応答日を変更日（※注）とします。）当日から次回変更日の前日までの間、その利率により利息計算し、返済額を変更します。</p>	<p>第3条（元利金の返済方法等）</p> <p>1. 借主は、毎月返済元金および利息を毎月給与支給日に返済するものとし、給与より控除されることに同意します。なお、給与支給日とは三重県職員およびその関係団体の給与の支給日（毎月21日）をいい、給与から控除出来ない場合は毎月21日（組合が休日の場合、前営業日）までに相当額を振込等により返済するものとし、ます。</p> <p>2. 借主は、賞与返済元金および利息を6月および12月の賞与支給日に返済するものとし、賞与より控除されることに同意します。なお、賞与支給日とは三重県職員およびその関係団体の賞与の支給日（6月30日、12月10日）をいい、賞与から控除出来ない場合は、6月30日および12月10日（組合が休日の場合は前営業日）までに相当額を振込等により返済するものとし、ます。</p> <p>第23条（変動金利における借入利率および元利金返済額の変更）</p> <p>1. 変動金利における借入利率は、毎年3月末日を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利（短期プライムレート）を基準として、同日における基準利率の前回基準日比変動幅（借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅）だけ変動するものとし、利率変更日（毎月返済分は毎年6月の給与支給日、賞与分は毎年6月の最終期限応答日を変更日（※注）とします。）当日から次回変更日の前日までの間、その利率により利息計算し、返済額を変更します。</p>	<p>契約事項の表現を統一し、「給料」を「給与」に、「給料日」を「給与支給日」に変更しました。また、「給与支給日」、「賞与支給日」について定義付けをし、「給与」や「賞与」から返済元金及び利息が控除できない場合の返済について記載しました。</p>